

2020年1月31日

各 位

株式会社八十二銀行

「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」への参画について

このたびの「令和元年台風第19号」で被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、株式会社地域経済活性化支援機構および被災地域（※）の金融機関と共同で、令和元年の台風15号及び19号をはじめとした一連の豪雨・暴風において被災された事業者の皆様の復興支援等を目的に、標記ファンドの設立に参画いたしました。

【本ファンドの概要】 （2020年1月31日現在）

名 称	令和元年台風等被害広域復興支援投資事業有限責任組合
設立時ファンド金額	3,175 百万円
組 合 員 構 成	株式会社七十七銀行 株式会社仙台銀行 株式会社東邦銀行 株式会社福島銀行 株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 株式会社足利銀行 株式会社栃木銀行 株式会社群馬銀行 株式会社東和銀行 株式会社武蔵野銀行 株式会社きらぼし銀行 株式会社横浜銀行 株式会社第四銀行 株式会社北越銀行 株式会社山梨中央銀行 株式会社八十二銀行 株式会社長野銀行 株式会社静岡銀行 株式会社清水銀行 株式会社日本政策投資銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社商工組合中央金庫 東邦リース株式会社 株式会社常陽産業研究所 株式会社あしぎん総合研究所 八十二キャピタル株式会社 株式会社 AGS コンサルティング REVIC キャピタル株式会社
設 立 日	2020年（令和2年）1月31日
存 続 期 間	10 年間
業 務 運 営 者	東邦リース株式会社 株式会社常陽産業研究所 株式会社あしぎん総合研究所 八十二キャピタル株式会社 株式会社 AGS コンサルティング REVIC キャピタル株式会社

（※）被災地域 災害救助法の適用を受けた1都13県

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

当行は、本ファンドへの参画を通じ、今般の台風等において被災されたお客さまの早期事業再開や、既往債務に関して課題を抱える中小企業等の事業再生への支援、さらには間接被害を受けたお客さまへの幅広い支援を検討しております。

今後も地域金融機関として、お客さまとともに地域の復興・成長支援に取り組んでまいります。

以 上